

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第28号

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年太田市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の項中「看護」を「看護等」に、「又は」を「、」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が別に定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。